

平成 22 年 1 月 27 日
消 防 庁

住宅用火災警報器の普及状況の推計結果

(平成 21 年 12 月時点)

総務省消防庁では、消防法の改正により設置義務化された住宅用火災警報器の普及率について、平成 21 年 12 月時点での推計を実施し、以下のような結果となりました。(都道府県別の結果については、別紙参照)

なお、今回の推計では、推計方法の見直しを行っており(参考参照)、住宅用火災警報器の推計普及率は全国で 52.0%の結果となりました。

総務省消防庁では、今後、この結果を各都道府県消防防災主管部長等に通知するとともに、さらなる普及促進活動の推進を呼び掛けていくこととしております。

【推計普及率(全国)】

	総世帯数	うち推計 普及世帯数	推計普及率 (H21.12時点)
義務化済み	1,906 万世帯	1,159 万世帯	60.8%
今後義務化	3,001 万世帯	1,394 万世帯	46.5%
全国	4,906 万世帯	2,553 万世帯	52.0%

※ 平成 21 年 12 月時点で条例により既存住宅への住宅用火災警報器の設置が義務化されている地域を「義務化済み」に、今後義務化される地域を「今後義務化」に区分している。

※ 一定規模以上の共同住宅等で自動火災報知設備等が設置されていることにより住宅用火災警報器の設置が免除される場合も「推計普及世帯数」に含む。

※ 総世帯数は平成 17 年国勢調査の結果による。

※ 四捨五入により各値の計算値が表中の値に一致しない場合がある。



(連絡先)

総務省消防庁予防課

担当：竹村・千葉

電話：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

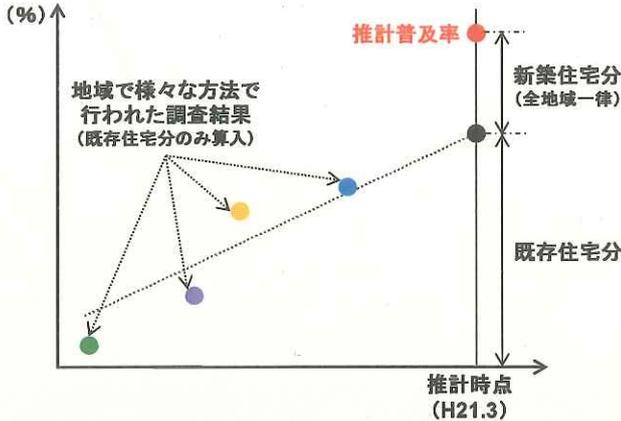
【推計普及率（都道府県別）】

都道府県名	推計普及率
北海道	58.5%
青森県	67.2%
岩手県	41.1%
宮城県	74.7%
秋田県	32.8%
山形県	37.7%
福島県	35.5%
茨城県	39.3%
栃木県	49.3%
群馬県	48.4%
埼玉県	52.1%
千葉県	55.7%
東京都	65.8%
神奈川県	42.7%
新潟県	29.7%
富山県	61.4%
石川県	72.8%
福井県	42.3%
山梨県	28.0%
長野県	56.1%
岐阜県	35.1%
静岡県	60.4%
愛知県	68.3%
三重県	60.6%
滋賀県	46.0%
京都府	61.6%
大阪府	49.7%
兵庫県	53.8%
奈良県	48.3%
和歌山県	39.6%
鳥取県	27.7%
島根県	27.6%
岡山県	37.5%
広島県	48.9%
山口県	37.2%
徳島県	27.4%
香川県	23.1%
愛媛県	36.2%
高知県	33.7%
福岡県	65.2%
佐賀県	33.1%
長崎県	62.7%
熊本県	39.1%
大分県	31.4%
宮崎県	33.9%
鹿児島県	49.4%
沖縄県	27.9%
全国	52.0%

住宅用火災警報器の普及率の推計方法

- ・従来は、各地域で様々な方法により実施された普及率調査の結果をもとに、新築住宅分として全地域一律の率を加算して推計。(H20.6推計結果:35.6%、H21.3推計結果:45.9%)
- ・「標準的な調査方法」の作成・通知(H21.6)と「平成20年住宅・土地統計調査(速報集計)」の公表(H21.7)を踏まえ、推計方法の見直しを図る。

<従来の推計方法(イメージ)>



- ※地域での調査結果が1つしかない場合は、H16.5時点の普及率を0%とみなし、その後は普及率が同率で上昇しているものとして、既存住宅分の推計普及率を算出。
- ※地域での調査結果が無い場合は、新築住宅分として加算する全地域一律の率(H21.3推計では5.2%)を推計普及率とする。

OH21.6.10

消防庁にて「標準的な調査方法」を作成し、消防本部等に周知

⇒調査方法が確立されていない地域等において、各地域の実情に応じて適用。

OH21.7.28

総務省統計局より、「平成20年住宅・土地統計調査(速報集計)」の公表

⇒統計法に基づく基幹統計調査

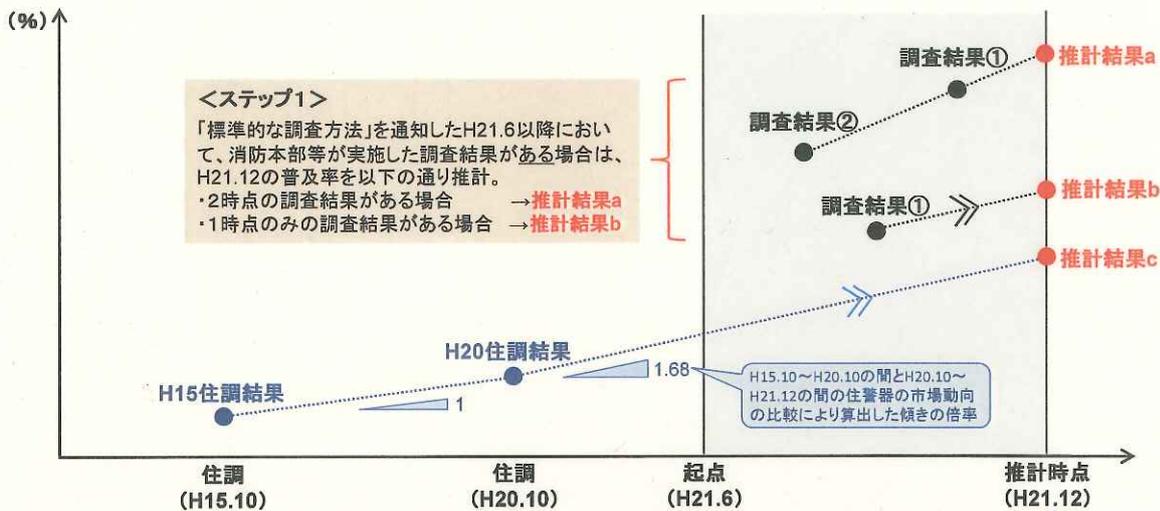
⇒調査対象は、全国約350万戸

⇒H20.10時点で、「自動火災感知設備」(住宅用火災警報器等)の設置率は、45.0%との結果。

各地域で行う調査方法に一定の標準化が図られるとともに、H20.10時点における統計法に基づく精度の高い調査結果が得られた。

- ・今後は、「平成20年住宅・土地統計調査(速報集計)」の結果と、「標準的な調査方法」を参考に各消防本部等で実施した普及率調査結果の動向を基礎として推計する方法で、推計時点(今回はH21.12)における各地域の普及率を推計。

<見直し後の推計方法(イメージ)>



<ステップ1>

「標準的な調査方法」を通知したH21.6以降において、消防本部等が実施した調査結果がある場合は、H21.12の普及率を以下の通り推計。

- ・2時点の調査結果がある場合 → 推計結果a
- ・1時点のみの調査結果がある場合 → 推計結果b

<ステップ2>

H21.6以降において、消防本部等が実施した調査結果が無い場合は、H21.12の普及率は推計結果cと推計。